

さぬき市パートナーシップ 宣誓制度の手引き



さぬき市

【はじめに】

さぬき市では、「さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」の理念のもと、すべての人の人権が尊重され、明るく平和な住みよいまちづくりの実現をめざしています。誰もが、自分らしく生きることのできる社会の実現には、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重することが必要です。

この理念に基づき、性に対する固定観念によって困難な立場に置かれている性的マイノリティの方が安心して暮らせる社会をめざすため、2022(令和4)年4月からパートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、法律上の婚姻関係等(婚姻による親族関係の形成、相続、税金の控除等)を生じさせるものではありませんが、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度です。

さぬき市では、この制度導入により、市民や事業者の皆様の間に、性の多様性や性的マイノリティの方に対する理解と、共感の取組が広がり、お二人の生きづらさが解消される社会の実現に向けて取り組んでいきます。



1. パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①双方が民法(明治29年法律第89号)に定める成年に達していること(2022(令和4)年より18歳)
- ②双方がさぬき市に住所を有していること、又は3か月以内に転入予定であること
 - ・転入予定の方は宣誓書裏面の確認書に転入予定日を記載してください。また、宣誓日から3か月以内に住民票の写し等を提出していただきます。
- ③双方に配偶者がいないこと
 - ・独身証明書等で確認します。
 - ・日本の国籍を有しない方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
 - ・同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓や登録を行っている方は、宣誓することはできません。
- ⑤宣誓者同士の関係が近親者でないこと
 - ・民法の規定により、婚姻できない関係にある方(直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。)とは宣誓することができません。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。

上記①～⑤の内容については、宣誓書等により確認させていただきます。



2.パートナーシップの宣誓に必要な書類

宣誓には、要件確認とご本人確認のため、以下の書類が必要です。

- (1) 住民票謄(抄)本の写し【住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し可】
 - ・3か月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、お越しください。
 - ・宣誓するお二人が、同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
 - ・住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)は省略したものを持って、お越しください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受けられません。
 - ・転入予定の方は、さぬき市に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。(宣誓日から3か月以内に、本市へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本の写し等を後日、提出してください。)

- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(独身証明書等)
 - ・3か月以内に発行された、独身証明書等を、お一人1通ずつ持って、お越しください。(本籍地の市町村で取得できます。)
 - ・日本の国籍を有しない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する書面に、日本語訳を添えて提出してください。

- (3) 本人を確認できる書類
 - ・個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)等のうち、1点が必要です。
 - ・上記がない場合は官公署が発行した免許証、許可証、又は資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

- (4) 通称名を使用する場合
 - ・日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類(社員証や学生証、法人が発行した証明書等)であれば、1点、郵便物や公共料金の領収書などであれば2点が必要です。
 - ※通称名を使用する場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を掲載します。

上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

3.パートナーシップの宣誓の手続きの流れ

(1) 宣誓する日を予約する（予約先：人権推進課）

- 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前で予約してください。

- 電話、FAX又はメールで予約してください。

予約連絡先 電話 087-894-9088 平日の8時30分

～17時15分

（12時～13時は除く）

FAX 087-894-3000

メール jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp

- 予約の連絡をいただいた後、さぬき市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

(2) お二人で、宣誓する（場所：人権推進課 さぬき市役所本庁1階）

- 予約した日時に、必ず、お二人そろって、お越しください。

※来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。

- 宣誓に必要な書類を持って、お越しください。

- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で、「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。

- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。

※職員が、提示していただいた書類により、本人であることを確認します。

※書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。

※提出された書類や記載されている内容等の個人情報、厳重に守ります。

(3) さぬき市が、パートナーシップ宣誓証明書等を、お二人に交付する。

- 「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」及び宣誓書の写しを交付します。

- 書類の不備がなければ、原則として即日交付します。ただし、パートナーシップの宣誓から証明書の交付まで、1時間程度かかります。

4.パートナーシップの宣誓後について

証明書の再交付・返還の場合も、来庁される日を事前に電話、FAX又はメールで予約してください。

いずれの場合も、本人を確認できる書類を持ってお越しください。

(1) 証明書等の再交付

- ・紛失や毀損、氏名変更等のやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書に基づき、再交付します。
※紛失以外の理由の場合、交付済みの証明書等は返還してください。
※氏名が変更されたことが確認できる書類を添付してください。
※住所変更は再交付の対象になりません。

(2) 証明書等の返還

- ・次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓証明書等返還届を提出するとともに、証明書等を返還してください。
 - ①パートナーシップが解消されたとき
 - ②死亡したとき
 - ③一方又は双方がさぬき市を転出されたとき
 - ③パートナーシップの宣誓の証明が取り消されたとき。



5.よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と、結婚とはどう違うのですか

A1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務などの法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し支え合うことの宣誓を受けて、証明書を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 証明書は、どのような場面で活用できますか。

A2 さぬき市が、お二人の宣誓に証明書を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援することを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的マイノリティの方々の困難の解消につながる大切であると思います。

さぬき市が提供できる行政サービスとしては、市民病院でのパートナーの病状説明や市営住宅の入居申込み、さぬき市への移住・定住支援にかかる補助金の交付等の申請時に、証明書を提示することで、お二人の関係を説明される際に活用いただけます。

また、香川大学医学部附属病院では、同意や承諾を得る相手が法令上明確に規定されている場合を除き、個々の場面に応じた対応を考慮してもらえます。

Q3 宣誓は、同性カップルしかできませんか。

A3 宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。たとえば、双方又は一方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップルや、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。詳しくは、お問い合わせください。

Q4 宣誓できない「近親者」とは、具体的にどの範囲ですか。

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
 祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間（民法第735条）
 子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第736条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

Q5 同居していないと申請できませんか。

A5 必ずしも、同居している必要はありません。
 ただし、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに責任をもって協力しあうことを約した関係であることが必要です。

Q6 さぬき市民でないと宣誓できませんか。

A6 双方又は一方がさぬき市に住所を有しているか、双方とも3か月以内に転入する予定であれば、宣誓できます。

Q7 通称名は使用できますか。

A7 性別違和感等の理由により、市長が認める場合は、通称名を使用することができます。なお、通称名を確認する方法として、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類があれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば、2点提出してください。また、通称名を使用したい場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を掲載します。

Q8 代理や郵送で宣誓できますか

A8 代理や郵送による宣誓はできません。職員の立ち合いのもと、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気などの事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

Q9 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか。

A9 その場合、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q10 宣誓に費用はかかりますか。

A10 パートナーシップ宣誓証明書等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は自己負担となります。

Q11 宣誓時の住所から転出する場合、何らかの手続きが必要ですか。

A11 転出により、一方又は双方がさぬき市外に転出した場合は、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを、パートナーシップ宣誓書証明書等返還届の提出とともに、返還してください。

Q12 証明書等の有効期限はありますか

A12 証明書等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q13 なりすましや偽造等の悪用はされませんか

A13 市が宣誓を受ける際には、住民票謄（抄）本の写し、独身であることを証明する書類、本人確認を併せて提示していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを虚偽等により交付を受けたこと、また不正に使用したとき（偽造等も含む）は、当該パートナーシップ宣誓を取り消し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還していただきます。

Q14 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

A14 宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報を守られます。

